

不正行為について

次に掲げる事項は**不正行為となります**。不正行為を行った場合は、その場で試験の中止と退室を指示され、**それ以後の試験を受けることはできなくなります**。

不正行為を行った者は、**全ての科目の成績を無効とします**。

また、**入学を許可した後であっても、不正が判明した場合は、入学を取り消します**。

- ・ 受験票へ**故意に虚偽の記入**（受験票に本人以外の写真を貼ることや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど。）をすること。
- ・ **カンニング**（試験に関するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。
- ・ 他の受験者に**答えを教えたりカンニングの手助け**をすること。
- ・ 配付された問題冊子を、**その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと**。
- ・ **解答用紙を試験室から持ち出すこと**。
- ・ 試験開始の指示の前に、**問題冊子を開いたり解答を始めること**。
- ・ 試験時間中に、**定規、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙、下敷き等の補助具**を使用すること。
- ・ 試験時間中に**携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ＩＣレコーダー等の電子機器類**を使用すること。
- ・ 試験終了の指示に従わず、**鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること**。

上記以外にも、次に掲げる事項についても**不正行為となることがあります**。指示に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、上記と同様です。

- ・ 試験時間中に、定規、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙、下敷き等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ＩＣレコーダー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- ・ 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ・ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- ・ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ・ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- ・ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。